## 【被害者支援連絡協議会の活用】

- 被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたっており、警察だけでその全てに対応することができず、総合的な被害者支援を行うためには、司法、行政、医療等の被害者支援に関係する機関・団体等が相互に連携していく必要があります。こうした考えに基づき、警察のほか、地方公共団体の担当部局、検察庁、弁護士会、医師会、社会福祉協議会、臨床心理士会等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立し、この連絡協議会の下、各機関の緊密な連携と協力により、被害者の二人では、都道府県の実情に応じて判断されており、被害当団体が参加しているところもあると承知しています。
- このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的な ニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、 警察署等を単位とした地域ネットワークを構築しています。
- 被害者支援連絡協議会では、会員相互において、犯罪被害者の方々の心情や個々の特性及び犯罪被害者支援の意義等について理解を深めるために、総会等の場において、犯罪被害者の方々による講演、犯罪被害者支援に知見を有する者による講話などを開催しています。
- 続いて被害者支援連絡協議会を効果的に活用した事例についてですが、外国人観光客を含む多数の重傷者がでた交通事故を想定して、実戦的シミュレーション訓練を実施した例がございます。これにより、各会員において、いかなる支援をどのように行うことが可能であるか、相互がどのように協働すべきかなどを確認、検証することが期待できます。
- 〇 次の「ガイドライン」については、愛知県の事例となりま

すが、犯罪被害者支援に係る重大事案発生時の対応力を強化するため、社会的反響の大きな事件又は事故が発生した場合において、会員相互で連携・協力して被害者支援に当たるための申合せ事項等が盛り込まれたガイドラインが策定されている例がございます。同県では、このガイドラインに基づき、後ほど説明いたしますが、シミュレーション訓練を行うなど、有事に備えた取組が進められております。

- 最後の「ハンドブックの作成」については、被害者支援に 関して、生活、医療、裁判所等多岐にわたる分野において個 々具体的な事案に応じた対応力の向上を図り、会員が真に連 携、協力することができる体制を構築するため、被害者支援 連絡協議会において、被害類型別の対応及び支援制度や、相 談対応時における関係機関・団体の連携の流れなどを記載し た、担当者向けのハンドブックを作成し、また、被害者支援 地域ネットワークにおいても、同様の取組を進めたというも のであります。
- 特に無差別殺傷事件による被害者多数事案などでは、多数 の方に対して必要な支援を迅速に提供していかなければなり ませんが、そのためには、警察のみで対応するのではなく、 被害者支援に関係する機関・団体が緊密に連携し、支援をつ ないでいくことが不可欠であります。被害者支援連絡協議会 は、関係機関・団体等が連携、協力して行う犯罪被害者支援 の中核となるものであることから、今後も引き続きその活性 化を図っていきたいと考えております。